

介護予防ボランティアポイント事業の見直しについて

1 介護予防ボランティアポイント事業について

介護予防ボランティアポイント事業は高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することにより、介護予防を促進し、もって元気な高齢者が、地域に貢献できるような取組を推進することを目的とした事業であり、指定を受けた市内の施設等での活動や介護予防リーダーの活動に対しポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を交付する仕組みとなっている。

2 事業内容

(1)	関係法令	介護保険法第 115 条の 45 第1項第 2 号 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業) ※一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業にあたり、重層的支援体制整備事業に該当
(2)	事業開始	平成 26 年度
(3)	対象者	多摩市在住の介護保険第1号被保険者 ※登録申請が必要
(4)	介護予防ボランティア活動	●対象ボランティア活動 ① 受入機関(市長の指定を受けた市内の介護保険対象施設等)におけるボランティア活動 ② 介護予防リーダーによる多摩市及び地域包括支援センターが実施する一般介護予防事業への協力等 ③ その他市長が特に認めるもの ●前掲①におけるボランティア活動内容 ① レクリエーション等の指導、参加支援 ② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助 ③ 散歩、外出、館内移動の補助 ④ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い ⑤ 話し相手 ⑥ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など) ⑦ その他
(5)	活動実績の把握	介護予防ボランティアが持参する介護予防ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。
(6)	評価ポイントの付与	介護予防ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大50ポイントの評価ポイントを付与(10 ポイント毎に 1,000 円)。
(7)	評価ポイント転換交付金	介護予防ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。交付額は、年間最大で 5,000 円。上限を超えたポイントの繰り越しは不可。
(8)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。

3 実績

【登録者数】

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
登録者数 (前年度登録者+新規登録者-辞退者)	478 人	474 人	484 人	514 人	557 人	586 人
新規	78 人	24 人	30 人	46 人	58 人	60 人
辞退	14 人	28 人	20 人	16 人	15 人	31 人

【活用申請者数】

	R2(H31 分)	R3(R2分)	R4(R3分)	R5(R4分)	R6(R5分)
活用申請数(活動者数)	201 件	72 件	77 件	104 件	131 件
交付金額(決算)	687,000 円	266,000 円	319,000 円	404,000 円	526,000 円
交付金額(平均)	3,417 円	3,694 円	4,142 円	3,884 円	4,015 円

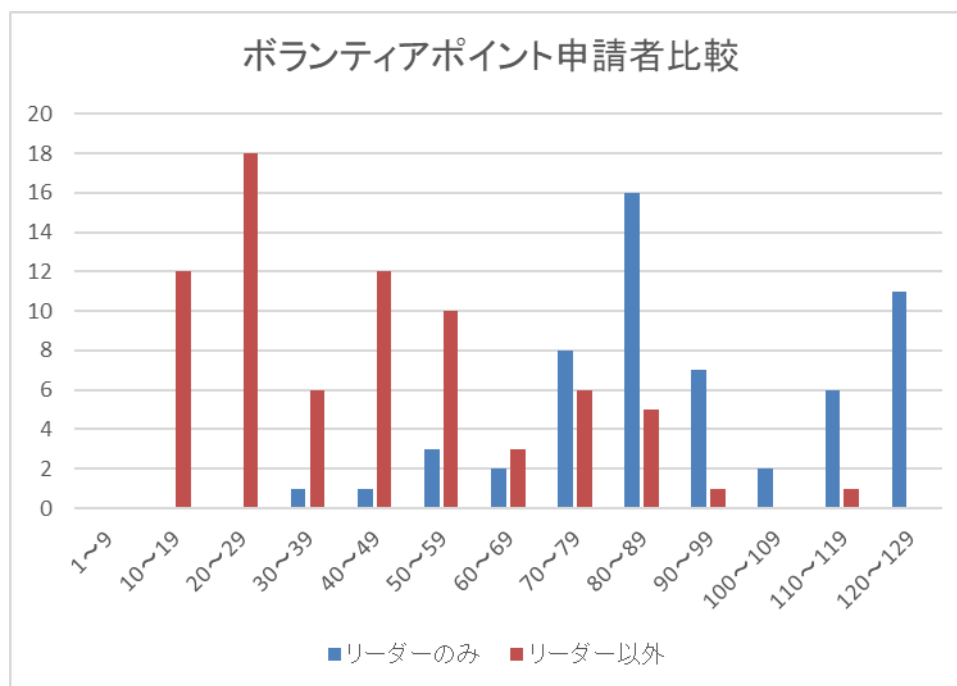
4 見直しの背景

- ・令和 6 年度(令和 5 年度活動分)の活用申請状況から、半分以上の申請者が 50 ポイントを超えて活動しており、80ポイントを超えているものは 37%となっている。
- ・介護予防リーダーには 65 歳未満のものいるがボランティアポイントの対象となっていない。
- ・令和 6 年度決算に対する多摩市議会による審査の中で介護予防リーダー等の指導者の交通費など、金銭的な負担軽減の検討について指摘を受けている。

【ボランティアポイントの現状】

ポイント数	全体	リーダーのみ	リーダー以外	割合
1～9	0	0	0	0%
10～19	12	0	12	9%
20～29	18	0	18	14%
30～39	7	1	6	5%
40～49	13	1	12	10%
50～59	13	3	10	10%
60～69	5	2	3	4%
70～79	14	8	6	11%
80～89	21	16	5	16%
90～99	8	7	1	6%
100～109	2	2	0	2%
110～119	7	6	1	5%
120～129	11	11	0	8%
合計	131	57	74	

52%



5 見直しの内容

ボランティア活動の推進は、地域福祉計画における「基本施策2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」を目指す」の中の「(2)市民活動・ボランティア活動への支援」に資する取組みであり、住民の支え合いを促進及び児童施設等でのボランティア活動など多世代交流も期待されるものであることから、地域共生社会につながる取組みと考えられる。

また、役割を持った社会参加は高齢者の介護予防につながることから健康寿命の延伸に寄与するものである。生産年齢人口が減少する中では施設等の負担軽減も期待され、地域社会の活性化につながるものでもあり、今後一層の推進が必要と考えられる。

以上より、介護予防ボランティアポイント事業の対象年齢を引き下げるとともに、ポイント付与の上限額を引き上げることでボランティア活動をする市民の増加を図るとともに活動の継続につなげる。

【変更内容】

- ・対象者に 40 歳～64 歳の第 2 号被保険者を追加
- ・上限額を 10,000 円に増額

※対象活動の範囲は、指定を受けた受入機関(介護施設等)におけるボランティア活動と介護予防リーダーによる活動から変更しない

6 予算額

令和 8 年度の活動から対象者を拡大し、令和 9 年度の活用申請(令和 8 年度活動分)から交付を開始する。

令和 9 年度予算(概算) 1,439,000円 (活用申請 250 人)

※令和 8 年度予算要求額 690,000 円 (活用申請180 人)

※40 歳以上を対象とした場合の申請者の増加数は 33 人と見込む(介護予防リーダーの人数と多摩ボランティア・市民活動支援センターからのヒアリング結果から算出)

7 近隣市の状況(ホームページ等で確認)

【対象年齢が 65 歳未満の自治体または付与上限額が 5,000 円を超える自治体】

(東京都内)

自治体名	事業名	対象者	付与額
西東京市	西東京市介護支援ボランティアポイント制度	60 歳以上	6,000 円
八王子市	高齢者ボランティア・ポイント制度	65 歳以上	6,000 円
小金井市	活き生きボラポ	65 歳以上	6,000 円
西東京市	西東京市介護支援ボランティアポイント制度	60 歳以上	6,000 円
新宿区	介護支援等ボランティア・ポイント事業	18 歳以上で、区内 在住、在勤、在学、 区内で活動する方	5,000 円
台東区	台東区介護支援ボランティアポイント事業	18 歳以上	5,000 円
品川区	品川区地域貢献ポイント事業	60 歳以上	5,000 円
豊島区	高齢者元気あとし事業	60 歳以上	不明
江戸川区	熟年介護サポーター事業	65 歳以上	6,000 円
千代田区	介護保険サポーター・ポイント制度	65 歳以上	8,000 円
世田谷区	せたがやシニアボランティア・ポイント事業	65 歳以上	12,000 円
足立区	元気応援ポイント事業	65 歳以上	13,000 円
墨田区	介護支援ボランティア	65 歳以上	20,000 円
葛飾区	介護支援サポーター制度	65 歳以上	上限なし

・26 市では9自治体でボランティアポイント事業を実施

・23 区では 10自治体がボランティアポイント事業を実施

・1 ポイント単位でインセンティブを付与している場合や活用しきれなかったポイントを翌年度に繰り越している自治体もある

・足立区は令和7年 8 月から上限額を 10,000 円から 13,000 円に増額しており、ボーナスキャンペーンとして加算した支給を行うなど、自治体ごとに特色のある取り組みが展開されている

・全国では、多賀城市は対象者を 50 歳以上としており、加賀市、函館市、香芝市、渋川市、赤穂市、倉敷市が 40 歳以上を対象としている。

また、横浜市年間 8,000 円、つくば市、いすみ市、大阪市、北杜市で年間 10,000 円、多賀城市は年間 15,000 円、浜松市では施設ボランティア 10,000 円、地域ボランティア 15,000 円、ロコトレポイント 2,500 円と活動に応じてポイントの付与額に差をつけている。